

奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会  
報告書

平成26年 7 月 15 日

## 目次

はじめに

### 第1章 事案の概要と経緯

### 第2章 調査の目的と概要等

- 1 調査目的
- 2 調査の概要
- 3 調査の結果

### 第3章 本事案発生の要因・背景

- 1 本事案に至る過程
- 2 希薄なコンプライアンス意識
- 3 事業者との癒着等を助長した一部の先輩・OBの存在
- 4 事業の性質、地域性等
- 5 疑義情報の取扱い

### 第4章 広島事案の再発防止策への対応状況及びその検証

- 1 コンプライアンスの強化
- 2 森林管理署等の業務の適正化
- 3 近畿中国森林管理局の森林管理署等に対する指導・監督の強化
- 4 広島事案の再発防止策の浸透状況

### 第5章 奈良事案を受けた再発防止対策

- 参考1 五百瀬（2号地）山腹工事及び濁谷溪間工事の概要
- 参考2 奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会委員名簿
- 参考3 奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会設置要領
- 参考4 奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会開催状況
- 参考5 聴取り調査結果

## はじめに

本年1月26日、近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所が発注した十津川地区民有林直轄治山事業の入札に関し、同事務所に在籍していた職員が公契約関係競売入札妨害罪等の容疑で奈良県警に逮捕された。

近畿中国森林管理局においては、平成23年8月に広島森林管理署発注の国有林森林整備事業の入札に関し同署に在籍していた職員が加重収賄等の容疑で広島県警に逮捕されたことから、外部委員を含む広島森林管理署事案原因究明委員会を設け、同事案の原因究明と再発防止策の検討を行い、平成24年2月に同委員会の報告書を取りまとめている。そして、近畿中国森林管理局では、同様の事案を二度と発生させないよう、職員に対し入札参加業者との対応方等における綱紀保持につき周知徹底を図るなどの再発防止策を講じている。

今回の奈良森林管理事務所の事案は、事業者が作成すべき書類を職員が作成したという広島森林管理署の事案とは異なるものの、職員が予定価格に近い金額を教示したもので「悪しき慣行」の存在が指摘されるなど、平成24年以降に実施された再発防止策の有効性やその周知徹底状況につき疑問を生じさせるものであった。

このため、近畿中国森林管理局では、本年3月、外部委員からなる「奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会」を設け、事案の発生原因や平成24年度以降の再発防止策との関係等の調査結果を踏まえ、今後の再発防止策や業務の適正化策の検討を行うこととした。

調査委員会では、広島森林管理署事案原因究明委員会の外部委員を務めた3名及び近畿中国森林管理局入札監視委員会委員1名の計4名が、近畿中国森林管理局に調査をさせて結果等を求めるとともに、委員会としても関係職員から事情を直接聴取りするなどにより、事案の発生要因・背景の分析や今後の改善方策等の検討を行い、この度、この報告書を取りまとめるに至った。

今後、近畿中国森林管理局がこの報告書に沿って再発防止策を講じ、職員の綱紀保持が図られる環境等を一層整備するとともに、各職員においては国民から疑念を持たれることのないよう業務遂行の適正化と綱紀保持に努められることを期待する。

## 第1章 事案の概要と経緯

平成26年1月26日、近畿中国森林管理局（以下「局」という。）奈良森林管理事務所（以下「奈良所」という。）治山技術官の職員（以下「職員A」という。）と土木建設業者のB社代表取締役社長（以下「B社社長」という。）が奈良所発注の「五百瀬（2号地）山腹工事」の入札（平成24年11月30日執行）に関する公契約関係競売入札妨害、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）違反容疑で奈良県警に逮捕され、同年2月14日には同じく奈良所発注の「濁谷溪間工事」の入札（平成25年2月26日執行）に関する同容疑で再逮捕された。

奈良地方検察庁葛城支部は、両名を同年の2月14日と3月7日に入札談合等関与行為防止法等の違反の罪で起訴し、両名とも同年3月27日の第一回公判で公訴事実を認めた。

起訴状によると、職員Aは、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間、局森林整備部治山課企画係主幹として奈良所で勤務し、平成24年11月30日に執行を予定していた「五百瀬（2号地）山腹工事」及び平成25年2月26日に執行を予定していた「濁谷溪間工事」の総合評価落札方式による競争入札に関し、B社に本件工事を落札させようとして、B社社長と共謀の上、B社社長に工事の予定価格に近い金額を教示し入札・落札させ、入札等の公正を害すべき行為を行った、というものである。

奈良地方裁判所葛城支部では、平成26年5月20日に、公訴事実どおり認定した上で両名に対し、いずれも懲役1年6月（3年間執行猶予）の判決を言い渡し、同年6月4日に刑が確定した。

局は、平成26年6月3日付けで職員Aに対して免職の懲戒処分を行った。

「奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会」（以下「委員会」という。）は、上記の事案（以下「本事案」という。）の発生原因を究明するとともに、再発防止に向け調査と検討を進めていくため、平成26年3月27日に局によって設置され、その実態解明と再発防止策等の検討を行ってきた。

## 第2章 調査の目的と概要等

### 1 調査目的

委員会において本事案の実態を踏まえた再発防止策を検討するため、委員会での指示を受け、局では、次の事項に係る実態を解明するため、職員等への聴取り調査を実施した。また、委員会では、重要と判断される者を対象に委員が直接面談による聴取り調査を行った。

- ① 予定価格等※の機密情報の漏洩
- ② 飲食接待等倫理に関する非違行為

※ 「予定価格等」とは、入札書比較価格のほかこれに近接する価格やこれらの価格を類推させるヒント等を含む。

これらの調査の結果を基にして、第3章において本事件の原因・背景の分析を行い、第4章において広島事案の再発防止策への対応状況の検証を行った。

### 2 調査の概要

局では、平成12年度から平成25年度までの間に奈良所又は局治山課に在籍経験のある者を対象に、情報漏洩、飲食接待等について、本人の関与の有無、同僚又は事業者の関与の有無、その噂等に関して面談等による聴取り調査を実施するとともに、それ以外の平成26年2月時点において同局管内に在籍している全職員を対象に、情報漏洩、供応接待に係る記名式の調査も行った。

加えて、本事案の原因究明に当たって、重要と判断される職員Aを含む4名を対象に、本委員会委員が直接面談による聴取り調査を行った。

その結果、調査の対象者は、平成26年2月時点における局の全職員及び一部の退職職員（以下「OB」という。）の総計473名、事業者等41名となった。

### 3 調査の結果

#### (1) 情報漏洩について

職員Aの予定価格等の漏洩は、公訴事実とされたB社社長に対する2件の工事以外に、平成20年度から平成25年度までの間に8件の治山工事においてB社社長のほか1社の関係者に対しても行われていた。この際、職員Aは、当該8件のうち2件の治山工事について、総合評価落札方式の落札者を左右する技術評価点を1社の関係者に対し漏洩していた。なお、当該1社は、他の1社と共謀したことも認められた。

また、職員Aの元上司1名の供述によれば、元上司は10年以上前に職員Aと共に勤務していた他署において、事業者に対して入札価格の「ヒント」を与えたことがあった（ただし、文書保存期間を超えたため関係書類が無く、相手方事業者の解散等もあり、事案としては特定することができなかった）ところ、平成20年度の職員Aの最初の漏洩に際しても職員Aに漏洩を促す指示を行った。これを契機として、職員Aはその後その時々の上司からとがめられることのないまま、公訴事実とされた2件を含む複数の漏洩行為に及んでいた。このようにして、職員Aの元上司の過去になされた

行為が、奈良所で再び部下となった職員Aの複数の漏洩行為につながっていたと認められた。

このほか、職員Aの元上司1名及び局職員1名が、業界団体に再就職したOBに対して、それぞれ公表前の治山工事の署等別・事業別の予算額を記載した資料、一部未公表の項目が記載された部内資料を手渡していた。

なお、本事案に係る公判で、弁護人からの「何年前から漏洩が行われていたのか」との問いに対して、B社社長は「15年くらい前から」と答えていたが、今回の調査の聴取りで、B社社長は「証拠や根拠を示すことはできない」と答え、関係職員等からもこれに沿った回答は得られなかった。そのほか、関係職員や事業者等に照会したが、平成19年度以前に奈良所で漏洩があった事実は確認できなかった。他方、事業者から予定価格等を聞かれたことがあるが、その回答を断ったと答えた職員は、時期や場所を問わず、認められた。奈良所に限って言えば、本事案以前にもB社社長から予定価格等を聞かれたものの、これを断った職員が認められた。

### (2) 供応接待等について（注：職員の所属はいずれも行為時のもの）

職員Aは、情報漏洩以外の非違行為として、平成20年度から平成25年度までの奈良所在籍中に、B社のほか2社から供応接待等（飲食（1回：5千円～1万円相当）4回、贈物（刺身、鮎、餅等）15回）を受けていた。また、職員Aが奈良所に在籍している間、職員A以外の奈良所職員4名が、事業者から供応接待等を受けていた。

このほか、平成24年末から平成25年末までの間、局職員6名（上記奈良所職員4名の中の1名が重複）が、業界団体に再就職したOBを介するなどして、利害関係のある事業者等から1ないし複数回にわたって飲食の接待等（累計：一人1万5千円～8万円相当）を受けていた。

以上まとめると、職員Aを含め、奈良所及び局の合計10名（1名重複）の職員が供応接待等を受けていた。

### (3) 広島事案の再発防止策の浸透状況について

上記調査では、事業者から予定価格又は価格のヒントとなる事柄その他の発注に係る機密情報を聞かれたことがある職員の数は、広島事案対策を講じた前後で異なっており、前では17人であるのに、後では12人へと減少している。また、広島事案以後において発注に係る機密情報を聞かれたことがある職員の大半は本事案と同じ森林土木（治山工事や林道工事）関係の職員であり、また、今回の調査で、機密情報を漏洩したことが明らかになった者は職員Aを含めて3名おり、全てが本事案と同じ森林土木関係の職員であった。

※ 「広島事案」とは、平成23年8月から10月にかけて元広島森林管理署職員3名及び請負業者が、森林整備事業の入札に関する加重収賄・贈賄等容疑で逮捕され、その後全員が起訴されて、平成24年1月には元広島森林管理署職員3名に対して有罪判決が言い渡され、同年2月2日には事業者に対して有罪判決が言い渡された事案をいう。また、別途、職員3名には懲戒処分（免職）が行われた。

## 第3章 本事案発生の要因・背景

本事案に係る公判でのやりとり及び今回の調査結果を踏まえ、本事案発生の要因・背景について、以下のとおり考察した。

### 1 本事案に至る過程

(他署での事業者との個別・密接な関係)

職員Aは、平成6年に局（旧大阪営林局）に新規採用職員として入り、局内の幾つかの署での勤務を通じて中堅職員へと至り、奈良所に赴任することとなった。職員Aの供述等からは、国家公務員倫理法の施行以前に在籍した署において職員Aが見聞きしてきた一部の上司・先輩の仕事振りは、事業者に対する積算方法の指導、事業者との飲食等、事業者との個別・密接な付き合いを行いつつ、担当する事業を円滑に進めるというものであったことがうかがえる。また、本事案に係る公判の中で「職場に入ったときから目にしてきて当たり前と思っていた」と供述しているとおおり、職員Aはこれを範としていたことがうかがえる。

今回の調査でも、10～20年前は、「執務室に業者が入ってくることもあり、デスクの横に座って打合せする」といった内容の供述が複数の職員から得られている。加えて、職員Aの元上司に至っては、10年以上前に職員Aと共に勤務していた他署において、積算方法の指導を超え、事業者から見積金額を見せられ「そんなもんですね」と伝えていたことがあると答えている。

(奈良所での要因)

このようなかつての一部の上司・先輩の仕事振りを範とする職員Aが奈良所の治山技術官（係長級）に就いたのは、指名競争入札から一般競争入札に全面的に移行した時期とほぼ同時期の平成20年4月であった。「通常は（奈良所管内の）事業所を経験した上で再度担当することが多いと思うが、自分は例外で奈良所は初めての勤務でどのように仕事を回すのか解らなかった」との供述にもあるとおおり、施工上の難易度が高い現場が多い奈良所での業務について、職員Aは重責と不安を感じていたようである。こうした中、工期が短い工事でB社社長が成果を上げたことでB社社長との間に「信頼関係ができた」と供述している。また、奈良所で業務を処理し始めるうちに、奈良所着任前に先輩から言われた「あそこの業者はあかんから気をつけろ」の言を、奈良の事業者は出来が悪いから「談合を分からないようにする工夫が足りない」、「価格も含め指導すること」との意味に理解するようになっていったところに、職員Aの元上司からの漏洩を促す指示が重なったものと認められる。

以上のように、職員Aは、かつての一部の上司・先輩の仕事振りを範とすることでコンプライアンス意識が希薄化する中、奈良所での不安感、それを埋めるB社社長への信頼、最後に一部先輩・上司からの言動によって、一般競争入札の導入等に合わせて個別事業者との関係を適正なものに改めるどころか、逆に、奈良所の業務を上手く回すためには、B社社長に価格を教えて上手く業務を受注させようとの考えに至り、奈良所着

任1年も経たずしてコンプライアンス意識を失ってしまったものと推察される。

なお、職員Aからは、上司からの漏洩を促す指示は平成21年3月頃の一度限りで、かつ、当該上司が異動した後は自らの判断で「継続的」に情報漏洩を行ってきたとの供述を得ており、当該上司からの指示のみが原因ではないと認められる。

## 2 希薄なコンプライアンス意識

(漏洩した職員Aの乏しいコンプライアンス意識)

本事案に係る公判で、裁判官からの「平成23年10月の広島での事件があって、このまま（情報漏洩を）続けていると大変なことになるとの意識はなかったのか」との問いに対して、職員Aは、「当時はなくしてしまっていた」と答えたことに基づいて、判決理由は、「平成23年10月、広島における本件と同様の（略）事件を参考にして、職場等において注意喚起ないし指導を受けていたにもかかわらず、安易に本件に及んだものであって、規範意識が乏しく（略）」と認定された。

(広島事案を程度の問題と捉える甘い意識、手続の公正を軽んずる姿勢)

情報漏洩の方法に関しては、本事案に係る公判で、B社社長が「(職員Aは)金額は言っていない。見積りをしたものに対して「まあ、そのようなものではないか」ということで、10%以内になっている程度で不落にならない程度というようなヒント（を教示した）」と供述している。また、今回の調査では、職員Aの元上司が、10年以上前に、「見積書に金額を入れて見せられ、そんなもんですねと答えた」と供述しているほか、公表前の治山工事の署等別・事業別の予算額を記載した資料を業界団体へ再就職したOBに、「深く考えないままに」提供したことを認めた供述もあった。

これらはいずれも、予定価格そのものを教示しているわけではないが、予定価格を類推させる情報や公表されていない情報をその利害関係者に教示しており、保持すべき秘密の漏洩に当たるものである。曖昧な方法で情報を提供することで、こんな程度では捕まらないと甘く考えていたと思われる。平成23年10月の広島事案では、職員自らが事業者になって入札関係書類を作成していた上に、贈収賄でもあったこと等から、“あそこまでやったら駄目”であるが、その裏返しで、予定価格を教示しているわけではないので“ほんのちょっとだったらいいだろう”という甘い意識があったことは否定できない。広島事案をもってしても、そもそも情報漏洩はやってはいけない行為であるとの認識が不足する職員がいたことになる。

広島事案の再発防止策そのものは必要かつ妥当な内容であっても、「事業を順調に進めたいという思いから」漏洩を促す指示を行ったと供述している職員Aの元上司のように、一部の職員においては、被災地を遅れることなく復旧するとの結果を出すことのみに関心が集まり、手続の適正・公正さを軽んずる姿勢が根強く残っていたことは否定できない。そうした職員には広島事案の再発防止策を十分には浸透させることができていなかったと言わざるを得ない。

(倫理規程違反の存在)

また、職員Aをはじめとする局の複数の職員が、業界団体へ再就職したOB 1名が事業者及び職員1名と調整して設定した飲食の場に参加するなど国家公務員倫理規程違反となる事実を認めている。この点についても、後で払うつもりでいたらそのままになった、中元を断ったが送られてきたので受け取ったなど極めて甘い認識が見受けられた。

仮に収賄に当たらなくとも、国家公務員倫理にもとる行為があれば、業務の全てにわたり世間から疑惑の目が向けられ、ひいては円滑な職務執行への妨げになることに思いを致すべきである。

(希薄なコンプライアンス意識)

以上から、本事案に係る職員A及び一部職員のコンプライアンス意識は、客観的にみれば、極めて甘く、希薄なものであったと言わざるを得ない。コンプライアンス意識は、どれほど強化・徹底してもし過ぎるということはない。事業者からの働きかけ及び非違行為に該当する身近な具体的行為、その処罰内容（刑事処分、懲戒処分、損害賠償請求）を、研修等のほか、日々の業務の中で執拗に職員に刷り込んでいく取組とともに、事業者からの不適切な働きかけに対しては厳正に対処していくこと等を事業者にも周知しておくことが重要である。特に、当面の間は、事業者との対応状況を記録し、管理職にある職員がチェックしていく取組も必要である。(⇒再発防止策「I  
コンプライアンスの強化」)

### 3 事業者との癒着等を助長した一部の先輩・OBの存在

(本件事件を助長した一部の先輩・OBの存在)

事業者との供応接待に関しては、当然、当該上司をはじめとする先輩、OBにおいても、一部の者に、時代・制度に合わせて仕事のやり方を変えなければならないという意識に乏しかったことがうかがえる。上述の元上司からの漏洩を促す指示は論外としても、OBとはいえ、上述のように業界団体に再就職した立場で現役職員を交えて事業者の負担で事業者と飲食することが大きな問題であることはもちろんのこと、職員Aの供述によると、当該OBは現役職員に何らかの影響を及ぼすことができるかのような言動も行っていったようである。平成12年の国家公務員倫理法制定以降一掃されたはずのこうした言動は、現在では、時代錯誤という評価すら当てはまらない旧態依然としたものである。さらには、これら一部の職員においては、上述のとおり、被災地を復旧するという結果を出すことのみに関心があり、手続の適正・公正さを軽んずる姿勢があったと言わざるを得ない。

こうした希薄なコンプライアンス意識、つまり、手続の適正・公正さを軽んずる姿勢や、先輩、OBによる事業者との飲食及びその場での行動は、本事案に係る判決の理由でも指摘されたとおり、「悪しき慣行」と言えるであろう。こうした古びた悪しき意識

から抜け出せないままの一部の者が、先輩、OBの役割として、部下であり後輩である職員Aのコンプライアンス意識を、時代・制度の変化に合わせて是正・強化するどころか、むしろ事業者との関係のけじめに対する感度を鈍らせ、場合によっては事業者の無理な要求を断りにくい環境の醸成に加担することによってコンプライアンス意識を鈍化させることを助長していたと評するべきである。

(OB等に関する措置)

現役職員においては、上述のとおりコンプライアンス意識を強化・徹底していく取組を行うほかない。他方、局OBについては、本事案に関係したコンプライアンスが不十分な業界・団体へOBが就職することがないよう局として何らかの措置を講ずる必要がある。(⇒再発防止策「V OBに関する措置」)

#### 4 事業の性質、地域性等

(災害の早期復旧)

本事案に係る判決の中でも、本事案が「事業計画期間内に工事の施工を完成させたいという発注者側の思惑のもとに敢行された」と述べられている。

災害のあった地域で、かつ厳しい財政事情の中の限られた予算で少しでも早く事業を進め、地域を復旧させたいとの職員Aの思いそのものは、決して否定されるべきものではない。それを本事案のように情報漏洩という手段に結び付けたことは、本筋から外れた非難されるべきものであるが、災害からの早期復旧という地域の求めや現場職員の思いを、どのように実務面で受け止め実現させていくか、また、約120年ぶりの記録的な豪雨により発生した災害によって激増した発注工事の事務を処理するため、土日も含め連日の残業で対応するような厳しい労働環境をどのように緩和するかは重要な課題である。

なお、予算については、実務上の負担はあるものの、関係機関と協議の上、一定の事務手続を経て翌年度へ繰り越すことができるとされた文書が局から所へ通知されていた。ところが、この点について職員Aは公判で予算を使い切れとの指示が局からあったとして価格漏洩を行った理由の一つに挙げていたが、その根拠としたのは、予算執行及び繰越しに関する前記文書であることから、職員Aの理解は、やや偏っていたものと言わざるを得ない。

(アクセスの悪い山間奥地で、不調・不落の恐れが高い地域性)

また、本事案に係る事業の特徴として、奈良県南部に位置する十津川地区という奈良県の中でも都市部から離れたアクセスの悪い山間奥地を事業箇所とし、かつ、治山という特殊な技術を要するもので危険な災害跡地(崩壊地)で行われることが挙げられる。このため、大規模な災害により、国道、農地等の公共土木事業も随所で実施されている

中では、結果的に応札者が特定の者に偏る傾向が見られる。

こうした場合は、ややもすると事業者の参入・応札が十分に確保できず、入札の不調・不落が生じやすいことから、担当職員は、常に、計画どおり事業を行いきれない、不用額を出してしまうなどの重圧を感じながら業務を遂行していることがうかがわれる。本事案に係る判決の中で、本事案が「年度毎に定められた予算を残すことなく使い切りたい、事業計画期間内に工事の施工を完成させたいという発注者側の思惑のもとに敢行された」と述べられていることは、このような地域事情が背景にあったことも忘れてはならない。

#### (情報開示不足)

他方、本事案に係る公判で、裁判官からの「結局ずーっと教えてもらうことになって」との問いに対して、B社社長は、「分からないとき、難しい見積りの時にヒントを頂いていた」と答えている。また、今回の調査では、事業者から予定価格等を聞かれたことがあるが断ったと回答した職員が25名いたことも明らかになった。発注事務においては、競争を促すために入札関連情報の積極的な開示が不可欠である。今回の調査からは、局においては、できるだけ多くの事業者が参入・競争していくための入札関連情報の開示が不足していたことは否めない。そのため、事業者から予定価格等を聞かれたことがある職員が相当数いたとの結果に結び付いたとも推察され、取り分け、上述のような不調・不落のおそれが高い地域においては、そうした状況が一層切実なものとなっていると思われる。

(完成が急がれる事業、アクセスの悪い地域、結果さえ出せば良いとの誤った意識等が相まって不正が発生)

このように、事業担当の職員は、災害復旧という事業を、厳しい財政事情の下で、また厳しい事業環境の中で、予算を最大限に使い、かつ、一定の期間内に工事の施工を完成させたいとの思いを当然のものとして抱いている。しかし、そこに入札関連情報の開示不足が重なれば、事業者が職員に接触してくるとの状況が生ずる。こうした環境がある中で、被災地を復旧するという結果さえ出せば、手続の適正・公正さには目をつぶってもいい、さらには少しの違反ならいいだろうという甘い意識を持っていたことも手伝って、本事案では、コンプライアンス意識が失われ、継続的な情報漏洩が起きてしまったものと思われる。

なお、例えどのような現場であったとしても、“結果”と“手続”の両方で適切なものとなることが求められている。この点は緊急的な対応を要する災害復旧という本事案であったとしても変わるものではなく、手続の点で不正があり公正性を欠けば、その結果も評価されなくなることは基本中の基本であるが、災害からの早期復旧という地域の求めや現場職員の思いがある中で、これをどのように実務面で受け止め実現させていくかは重要かつ大きな課題である。

#### (不十分な管理監督)

この際、こうした職員Aを管理すべき職員の意識、行動がどういうものであったのか

は重要な問題である。今回の調査でも職員Aの元上司の一人は、B社社長の受注状況等に関連して、「違和感を感じていた」「止めるほどの責任感がなかったことを反省している」と供述しており、うまく進んでいけば任せきりの意識が少なからずあったことがうかがわれる。特に職員Aは、責任感が強い半面、事業者・上司にも強くモノを言うような職員であったようだが、そうした職員Aに業務を任せきりにしたまま、職員Aへの十分な管理監督を仕切れなかったことで、本事案に係る判決の理由でも評されているとおり「継続的」な本件行為が生じてしまったと思われる。今回の事案を契機として、業務を管理する立場の職員の意識については、猛省と改革が必要である。

(不正に隙がないシステム構築)

以上のことを踏まえると、まずは、箇所別予算額、発注見通し、積算単価、設計書等の入札関連情報につき、国の組織の中で最も進んだレベル(内容、簡易さ)で開示を行い、その後、国の他の部局の動向に応じて不断の努力を行っていくことが重要である。

また、アクセスの悪い山間奥地の地域性も踏まえ、入札参加資格要件を拡大(隣接府県について50km以内の市町村との制限を隣接府県の市町村に拡大)する必要がある。

加えて、内部事務手続に関して以下を実施するとともに、これらをスケジュール管理しながら監査等を通じて継続的に監視・確認していく必要がある。

- ・ 技術提案書のマスキング審査、事業担当以外による入札参加資格審査の徹底
- ・ 未公表の予算額(署等別・事業別予算額)等の情報の取扱いの周知徹底
- ・ 不落・不調の際の対応方策、指導のあり方等の周知徹底

(⇒再発防止策「Ⅲ 情報漏洩等が起こる隙のないシステムの構築」、「Ⅳ 競争の確保」)

## 5 疑義情報の取扱い

(職員A疑義情報の際の不十分な対応)

職員等聴取り調査の結果、本件との関連が推察される疑義情報が4回にわたり、局又は奈良所へもたらされていたことが明らかとなったが、いずれの場合もその取扱いの中で情報提供者や職員A以外に名指しされた職員等を網羅的に調査することがなかった。

本事案発生後、いずれも本事案に密接に関連した情報であったり、当時の職員Aの供述は虚偽であったことが確認されており、仮に当時、網羅的に関係者への聴取りを行うなどの対応を図っていたら、本件事案等についても早期に発覚した可能性が否定できない。広島事案再発防止策に定める疑義情報処理方法に照らしても、聴取りを行う関係者の範囲が狭く不十分であったことや、疑義情報を入手した際の連絡体制に不備があったこと等の問題点が指摘されるべきものであり、疑義情報に係る当時の対応は適切でなかったと考えられる。

(疑義情報の取扱いを徹底)

以上のことを踏まえると、不適切事案の早期発見等の観点から、疑義情報に係る対応方法について、再度整理を行い、職員へ周知徹底を図る必要がある。

(⇒再発防止策「I コンプライアンスの強化」)

## 第4章 広島事案の再発防止策への対応状況及びその検証

本事案を踏まえ、広島で発生した官製談合事件を契機として局において講じてきた再発防止策の取組状況を報告させ、その効果の検証を以下のとおり行った。

### 1 コンプライアンスの強化

#### (1) 取組状況

これまで、公務員倫理、発注者綱紀保持、職場に潜むリスク、外部・内部通報制度、管理職における部下への指導方法、職場づくり等についての周知、研修、懇談会、意見交換、面談等を実施し、その際、非違行為、処分、接待等の実例を周知してきた。

また、これまで、特定の森林管理署・特定分野における職員の在職期間を短くする人事のあり方を検討してきた。

具体的には、以下の取組を行った。

ア 平成24年2月～3月に、広島事案を受けた再発防止策、公務員倫理、発注者綱紀保持、外部通報、内部通報について、また、平成25年5月～6月には、公務員倫理、広島事案に関する再発防止策の具体的対応、発注者綱紀保持について、局幹部によるキャラバンを実施し、職員へ周知徹底を図った。

イ また、農林水産省倫理啓発週間（毎年7月）及び国家公務員倫理週間（毎年12月）においては、局及び全署等において、農林水産省本省係長研修資料、国家公務員倫理教本等により利害関係者との対応について徹底し、発注者綱紀保持マニュアルの内容を徹底するため職場研修、意見交換を実施するとともに、国家公務員倫理規程に係るチェックシートを全職員が実施し、同倫理規程に定められた禁止行為の再確認を行った。

ウ さらに、局主催研修等に、発注者綱紀保持のカリキュラムを設け、ポケット版を活用するなどして指導を行うとともに、平成24年3月、入札制度について職員への説明会を開催し、また、造林・生産等請負事業における事業者対応についてQ&Aを作成し、職員へ周知徹底を図った。

エ 原則として、平成24年度までは1ポスト5年（管理職3年）、平成25年度以降は1ポスト3年のルールに基づき、契約関連業務に係る同一ポストで同一官署に長くならないよう留意しつつ、人事異動を行ってきた。

#### (2) 効果の検証

上記の研修・周知実施の実績にもかかわらず、少なくとも本事案に係る職員においては、浸透されていなかった。

今後は、第3章の2に掲げる対策に取り組んでいくとともに、局内に局長を先頭に外部有識者を含めたコンプライアンス推進を図る体制を確立し、広島事案の再発防止策及び追加すべき再発防止策の全てについてPDCAを機能させる取組を行うことが必要である。（⇒再発防止策「I コンプライアンスの強化」）

また、本事案では、職員Aは赴任1年目から情報漏洩を行っているが、この行為が「継続的」に行われるに至った原因の一つには、職員Aが平成20年4月から6年にもわたって同一ポストにとどまっていたこともある。事業者と職員の間になれ合いを防ぐためにも、職員が同一の署等において、長期間同一の業務に従事することがないよう人事異動のローテーションの見直しが必要である。加えて、これらを定期的に確認する体制も重要であり、不断に検証していくことが必要である。(⇒再発防止策「Ⅱ なれ合いの防止」)

## 2 森林管理署等の業務の適正化

### (1) 取組状況

これまで、予定価格の決定を入札日の前日以降に行う、予定価格の積算と決定の決裁を分離する、積算資料等についてアクセス制限をかける、予定価格及び落札率について事後公表するなど、業務の適正化に向けた取組を実施してきた。

具体的には、「予定価格決定文書の処理について」（平成24年4月27日付け24近経第19号）等の文書発出によって周知していた。

また、発注者綱紀保持委員会や入札監視委員会の機能を強化し、署の抜き打ち監査や職員聴取り等を実施してきた。

### (2) 効果の検証

一部の署等において、上記の取組の一部が徹底されていなかったことが確認された。また、本件に関する十分なデータの提供があったからといって本件を早期に発見し防止できていたとまでは言えない。また、少なくともこれまでの入札監視委員会において、本件を議論するために必要十分なデータが提供されていたとは言えない。

今後は、第3章の4に掲げる対策に取り組んでいくとともに、事業者別受注割合等、入札結果の分析手法を充実させて監査等の内部スクリーニングの強化を図り、入札監視委員会へもそうした必要な情報を提示して、不断の監視と不適切な事態の早期発見に努めることが必要である。(⇒再発防止策「Ⅵ 監視・監査の強化」)

## 3 近畿中国森林管理局の森林管理署等に対する指導・監督の強化

### (1) 取組状況

これまで、疑義情報について、森林管理局に直接連絡すること、林野庁への速やかな報告等について、職員に周知し、疑わしい職員はもとより、それ以外の広範囲の職員を調査の対象とすることとしていたところである。

## (2) 効果の検証

第3章の6の記述のとおり、情報の信憑性に疑問を持ち、事実関係の確認を怠った事例が認められた。

第3章の5でも対策として掲げているとおり、不適切事案の早期発見等の観点から、今後、職員に対し、噂であっても職員に係る不適切な情報を入手した場合や事業者の談合の噂を見聞きした場合は、速やかに管理者に通報して情報共有することを徹底するとともに、通報(外部、内部)を受けた際の局の情報共有等対応ルールを整備し、これを明確化するなど疑義情報に係る対応方法について、再度整理を行い、職員への周知徹底を図る必要がある。(⇒再発防止策「I コンプライアンスの強化」)

## 4 広島事案の再発防止策の浸透状況

本事案に係る判決において「平成23年10月、広島における本件と同様の刑事事件において有罪判決が宣告されたことから(略)同事件を参考にして、職場等において注意喚起ないし指導を受けていたにもかかわらず」とされて、広島事案対策についての一定の評価がなされている。

また、第2章の3のとおり、今回の調査でも、広島事案対策を講じた前後で一定の効果が見られると評価できる。

しかしながら、広島事案以後において官発注に係る機密情報を漏洩したことがある職員は全て森林土木関係であったことから、広島事案を「他山の石」とする姿勢に欠け、教訓として活かされていなかったと推察される。さらに、一部には、広島事案では職員自らが事業者に代わって入札関係書類を作成するほどのひどい癒着であったこと等から、“あそこまでやったら駄目”という“程度”の問題として矮小化した捉え方をし、その裏返しで、予定価格を教示しているわけではないので“ほんのちょっとだったらいい”という甘い意識があったと推察される職員も見受けられた。

このため、第3章及び本章での調査・検討結果を十分に踏まえた再発防止策を確実に実行していくことが重要である。

## 第5章 奈良事案を受けた再発防止策

局管内において、今後このような事態が生じないように取り組むためには、広島事案の再発防止策を踏まえつつ、以下の方策を強化・追加していくことが必要と考える。

また、これらの方策については、既に各署等で今年度の各種事業が進みつつあることから、1日でも早い着手が望まれる。

### I コンプライアンスの強化

#### ○ 局内のコンプライアンス強化等に向けた推進体制の整備・構築

局内に局長を先頭に外部有識者を含めたコンプライアンス推進を図る体制を確立し、広島事案の再発防止策及び強化・追加すべき再発防止策の全てについてPDCAを機能させる取組を行うことが必要である。なお、同体制には、外部有識者が参画しPDCAの中に外部の意見を反映させる枠組みとすることが重要である。

#### ○ 局内のコンプライアンス意識の強化及び事業者からの働きかけへの対応に関する強化・徹底

事業者からの働きかけ及び非違行為に該当する身近な具体的行為、その処罰内容（刑事処分、懲戒処分、損害賠償請求）を、研修等のほか、日々の業務の中で執拗に職員に刷り込んでいく取組とともに、事業者からの不適当な働きかけに対しては厳正に対処していくこと等を事業者にも周知しておくことが重要である。特に、当面の間は、事業者との対応状況を記録し、管理職にある職員がチェックしていく取組も必要である。

#### ○ 内部・外部通報制度の徹底

不適切事案の早期発見等の観点から、今後、職員に対し、噂であっても職員に係る不適切な情報を入手した場合や事業者の談合の噂を見聞きした場合は、速やかに管理者に通報して情報共有することを徹底するとともに、通報（外部、内部）を受けた際の局の情報共有等対応ルールを整備して明確化するなど疑義情報に係る対応方法について、再度整理を行い、職員への周知徹底を図る必要がある。

### II なれ合いの防止

#### ○ 人事異動ローテーションの見直し

事業者と職員の間になれ合いを防ぐためにも、職員が同一の署等において、長期間同一の業務に従事することのないよう人事異動のローテーションの見直しが必要である。加えて、これらを定期的に確認する体制も重要であり、不断に検証していくことが必要である。

### Ⅲ 情報漏洩等が起こる隙のないシステムの構築

- 入札関係情報の開示レベルの向上及び不断の見直し、機密情報の管理徹底  
まずは、箇所別予算額、発注見通し、積算単価、設計書等の入札関連情報につき、国の組織の中で最も進んだレベル（内容、簡易さ）で開示を行い、その後、国の他の部局の動向に応じて不断の開示努力を行っていくことが重要である。  
加えて、内部事務手続に関して以下を実施するとともに、これらをスケジュール管理しながら監査等を通じて継続的に監視・確認していく必要がある。
  - ・ 技術提案書のマスキング審査、事業担当以外による入札参加資格審査の徹底
  - ・ 未公表の予算額（署等別・事業別予算額）等の情報の取扱いの周知徹底
  - ・ 不落・不調の際の対応方策、指導のあり方等の周知徹底

### Ⅳ 競争の確保

- 入札参加要件の拡大  
アクセスの悪い山間奥地の地域性も踏まえ、入札参加資格要件を拡大（隣接府県について50km以内の市町村との制限を隣接府県の市町村に拡大）する必要がある。

### Ⅴ OBに関する措置

- 業界団体等に対する措置  
局OBについては、本事案に関係したコンプライアンスが不十分な事業者・団体へOBが就職することがないように、局として何らかの措置を講ずる必要がある。

### Ⅵ 監視・監査の強化

- 入札監視委員会、監査等の機能強化  
事業者別受注割合等、入札結果の分析手法を充実させて監査等の内部スクリーニングの強化を図り、入札監視委員会へもそうした必要な情報を提供して、不断の監視と不適切な事態の早期発見に努めることが必要である。

いもぜ  
五百瀬（2号地）山腹工事の概要

- 1 工事名称：いもぜ 五百瀬（2号地）山腹工事
- 2 事業内容：平成23年9月の紀伊半島豪雨（台風12号）により被災した山地の復旧
- 3 工事内容：山腹工 0.13ha（法面緑化工）
- 4 発注者：奈良森林管理事務所長
- 5 受注者：B社
- 6① 入札公告日：平成24年10月26日  
② 競争参加資格確認結果通知期限日：平成24年11月16日  
③ 入札開始日：平成24年11月27日  
④ 予定価格決定日：平成24年11月29日  
⑤ 入札執行年月日：平成24年11月30日  
⑥ 契約年月日：平成24年12月5日
- 7 予定価格（税抜き）：36,196千円
- 8 入札額（落札率）：35,000千円（96.70%）
- 9 契約額（税込み）：36,750千円
- 10 応札者数：1者
- 11 工期：平成24年12月6日～平成25年5月31日

にごりだに  
濁谷溪間工事の概要

- 1 工事名称：にごりだに濁谷溪間工事
- 2 事業内容：平成23年9月の紀伊半島豪雨（台風12号）により被災した溪流の復旧
- 3 工事内容：溪間工（1基：2,174m<sup>3</sup>）
- 4 発注者：奈良森林管理事務所長
- 5 受注者：B社
- 6 ① 入札公告日：平成25年1月23日  
② 競争参加資格確認結果通知期限日：平成25年2月13日  
③ 入札開始日：平成25年2月21日  
④ 予定価格決定日：平成25年2月25日  
⑤ 入札執行年月日：平成25年2月26日  
⑥ 契約年月日：平成25年3月1日
- 7 予定価格（税抜き）：142,288千円
- 8 入札額（落札率）：140,000千円（落札率98.39%）
- 9 契約額（税込み）：147,000千円
- 10 応札者数：3者
- 11 工期：平成25年3月2日～平成26年1月6日

奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会

委員名簿

委員長 よこた 横田 なおかず 直和 関西大学 法学部 教授

(近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会委員)

委員 こしば 小柴 がくじ 学司 (株)マイベルコンサルティング 代表取締役  
公認会計士・税理士

(近畿中国森林管理局入札監視委員会委員)

ふくだ 福田 ただし 正 弁護士法人第一法律事務所 弁護士

ふじた 藤田 みつや 充也 藤田・金山法律事務所 弁護士

※委員は、五十音順に掲載

## 奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会設置要領

### 1. 趣旨

近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所に在職していた職員1名が、平成24年度に発注した2件の治山工事の入札に関する官製談合防止法等違反容疑で起訴されたことは、国有林野事業に対する国民の信頼を著しく損なうものであり、近畿中国森林管理局（以下「局」という。）は、このような事態が発生したことを重く受け止め、こうした事案が二度と発生することのないよう強い決意を持って取り組んでいく必要がある。

奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会（以下「委員会」という。）は、このような再発防止に向けた取り組みを進めるに当たり、必要な事項を検討し、提言を頂くため設置するものとする。

### 2. 構成メンバー等

(1) 委員会は、以下のメンバーにより構成する。

小柴 学司	公認会計士・税理士
福田 正	弁護士
藤田 充也	弁護士
横田 直和	関西大学法学部教授

(2) 委員の互選により委員長を選出する。

(3) 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

### 3. 検討事項

委員会は、公判で明らかにされる事実等に関して、次の①から③までについて検討する。

- ① 事案の発生の原因・背景に係る調査・分析
- ② 職員の倫理・コンプライアンスに係る調査・分析
- ③ 再発防止等の検討・とりまとめ

### 4. 運営

(1) 会議は非公開で行う。会議終了後、議事の概要を局のホームページで公表する。

(2) 委員会の事務局は、企画調整課に置く。

(3) 委員会は委員長の判断に基づき近畿中国森林管理局長が招集する。

(4) 林野庁の職員は、説明員又はオブザーバーとして委員会に出席することができる。

(5) その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が各委員の意見を聴いて定める。

### 5. 施行

平成26年4月16日を施行日とする。

(参考4)

奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会 開催状況

第 1 回 平成26年4月16日(水) 13:30 ~ 15:30  
議事運営及び調査方針について

(現地調査 同 5月10日(土) )

第 2 回 同 5月27日(火) 13:30 ~ 15:30  
調査の進捗状況の報告等について

(委員聴取り調査  
同 6月13日(金) )

第 3 回 同 6月18日(水) 10:00 ~ 12:00  
調査結果の報告及び再発防止に向けた検討等について

第 4 回 同 7月2日(水) 10:00 ~ 12:00  
報告書のとりまとめについて

## 聴取り調査結果

### 1 調査の方法等

#### (1) 調査対象期間

国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程等が施行された平成12年度から平成25年度までの間

#### (2) 調査対象者

ア 上記(1)の調査対象期間において近畿中国森林管理局又は同局管内の森林管理署等に在籍している職員(出向者、病気休暇者等を除く)の計473名

イ 上記アの調査において名前の挙がった事業者等の計41社・団体

#### (3) 調査目的及び方法

##### ア 調査目的

以下の実態を解明することを目的とする。

- ① 予定価格等の機密情報の漏洩(情報漏洩)
- ② 飲食接待等倫理に関する非違行為(供応接待等)

##### イ 調査方法

- ① 職員に対しては、情報漏洩、飲食接待等に関し、本人が行ったことがあるか、同僚又は事業者が行っているのを見聞きしたことがあるかなどを、調査票を配布して職員自らが回答を記述(記名式)する方法により実施した。

また、一部の職員に対しては、管理職にある職員又は調査委員会委員が個別に面談等を行い聴取り調査を実施した。

- ② 事業者等に対しては、管理職にある職員が面談等を行い、聴取り調査を実施した。

### 2 調査結果

上記の調査の結果、以下のことが明らかになった。

#### (1) 情報漏洩について

##### ア 職員からの聴取り

- 情報漏洩について、「事業者等から予定価格等機密情報を聞かれたことがある」とした職員は職員Aを含めて25名いた。
- このうちほとんどの職員は答えられない又は分からないと断っていたが、職員A及び2名の職員については、情報漏洩を行っていたことが確認された。
- 職員Aの予定価格等の漏洩は、起訴事実となったB社社長に対する2件の工事以外に、平成20年度から平成25年度までの間に8件の治山工事においてB社社長のほか1社の関係者に対しても行われていた。この際、職員Aは、当該8件のうち2件の治山工事について、総合評価落札方式の落札者を左右する技術評価点を当該1社の関係者に対し漏洩していた。

- 職員Aの元上司である職員1名については、本人の供述によれば、10年以上前に職員Aとともに勤務していた他署において、事業者に対して「ヒント」を与えたことがあった（ただし、文書保存期間を超えており関係書類が無く、相手方事業者の解散等もあり、事案としては特定することができなかった）。また、当該職員は平成20年度の職員Aの最初の漏洩に際し職員Aに漏洩を促す指示を行っていた。
- 職員Aの元上司である当該職員1名及び他の局職員1名が、業界団体に再就職したOBに対して、それぞれ公表前の治山工事の署等別・事業別の予算額を記載した資料、一部公表していない項目が記載された部内資料を手渡していたことが確認された。

イ 事業者等からの聴取り

- 「事業者等から予定価格等機密情報を聞かれたことがある」とされた事業者に対し、事実関係を尋ねたところ、職員Aから予定価格等機密情報を聞いたことがあると答えた事業者は、B社社長のほか1社が存在した。
- B社社長に対しては、「何年前から漏洩が行われていたのか」を尋ねたが、「証拠や根拠を示すことはできない」と明確な回答を得られなかった。
- B社社長以外の1社は職員Aから総合評価落札方式に係る技術評価点の情報を入手しており、当該情報を悪用し、他の1社と共謀したことが認められた。

(2) 飲食等について

ア 職員からの聴取り

- 飲食等について、「対応接待を受けたり物品をもらったりしたことがある」とした職員は、奈良所及び局において職員Aを含めて10名いた。
- 職員Aは、平成20年度から平成25年度までの奈良所在籍中に、B社のほか2社から対応接待等（飲食（1回：5千円～1万円相当）4回、贈物（刺身、鮎、餅等）15回）を受けていた。
- 職員Aが奈良所に在籍している間、職員A以外の奈良所職員4名が、利害関係のある事業者等から対応接待等を受けていた。  
なお、対応接待等の内訳（重複あり）は次のとおりである。
  - ・ 飲食（割勘を払わずに飲食した） 2名
  - ・ 贈物（歳暮・差し入れ等を受け取った） 4名
- 平成24年末から平成25年末までの間、局職員6名（上記奈良所職員4名と1名重複）が、業界団体に再就職したOBを介するなどして、利害関係のある事業者等から1ないし複数回にわたって飲食の接待等（累計：一人1万5千円～8万円相当）を受けていた。

イ 事業者等からの聴取り

職員から「対応接待を受けたり物品をもらったりしたことがある」と指摘され、事業者負担での飲食が明らかになった事業者は7社で、贈物が明らかになった事業者は2社であった（同7社と重複）。